障害者相談支援センターだより

障害者総合支援法がスタートしました

平成25年４月から、これまでの障害者自立支援法が障害者総合支援法として生まれ変わりました。

◎今回の改正ポイント

・障害者の範囲（障害児も同様）に「難病等」が追加

・地域生活支援事業の追加

障害者の理解のための研修・啓発や、意思疎通支援を行う人の養成、派遣

※平成26年４月からは、重度訪問介護の対象の拡大や、
ケアホームのグループホームへの統合なども予定されています。

障害者総合支援法によるサービス

対象：身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等

一宮市

障害者
障害児

自立支援給付

介護給付

生活上または療養上必要な介護を行います。

- ■居宅介護（ホームヘルプ）
- ■重度訪問介護
- ■行動援護　■同行援護
- ■短期入所（ショートステイ）
- ■重度障害者等包括支援
- ■療養介護　■生活介護
- ■共同生活介護（ケアホーム）
- ■施設入所支援

訓練等給付

自立や就労につながる支援を行います。

- ■自立訓練　■就労移行支援
- ■就労継続支援
- ■共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

障害の種類や年齢により決められていた医療費のしくみが1本化され、原則1割の自己負担となります。所得により負担金額の上限があります。

補装具

補装具の購入や修理の費用が支給されます。

地域相談支援給付

地域で安心して暮らすための相談などの支援を行います。

地域生活支援事業

一宮市や愛知県が、地域の実情に応じて様々な事業を行います。

一宮市　■移動支援　■地域活動支援センター　■日中一時支援　など

詳しくは…

各障害者相談支援センター　まで
月～金　9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）

あすか	TEL ８１－７２６０
ゆんたく	TEL ６４－５８８２
いまいせ	TEL ４５－１１２０
ピース	TEL ４６－５００９
夢うさぎ	TEL ８６－４００３
いちのみや	TEL ６２－８６７８

◎お知らせ◎

障害者基幹相談支援センター（一宮市設置）が業務を開始しました。　TEL ２６－２２３０
障害者虐待の通報など総合相談を受付けています。